

塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（母子家庭の母子等及び父子家庭の父子）

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

| | |
|----------------|------------------------|
| 1. 執行機関の別 | 都道府県知事・市区町村等 |
| 2. 都道府県名 | 長野県 |
| 3. 市区町村名 | 塩尻市 |
| 4. 届出番号 | 2 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務 |

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|--|---|
| ①事務の名称 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの | 塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（母子家庭の母子等及び父子家庭の父子） |
| ②番号法別表の項 | 65 | |
| ③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項 | 90 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 別表第1の項 塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（母子家庭の母子等及び父子家庭の父子） |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年七月一日法律第百二十九号）第1条 | 塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、（母子家庭等及び寡婦）に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の（福祉を図ることを）を目的とする | 第1条 この条例は、心身障害者、子ども、（母子家庭の母子等及び父子家庭の父子）の（健康の保持及び生活の安定）に資するため、福祉医療費給付金（以下「給付金」という。）を支給し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号） 塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号） |

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------|--|--|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令92条 項2号 | 塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）第5条 |
| ②事務の内容 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）第5条の規定による受給資格の取得又は更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 |

利用特定個人情報1

| | | |
|-----------------|-------------------------------|--|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令92条 項2号ハ | 塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）第4条第3号及び第4号塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第3条第2号及び第3号 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める利用特定個人情報 | 児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報 |

利用特定個人情報2

| | | |
|-----------------|----------------------|--|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令92条 項2号ロ | 塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）第4条第3号及び第4号 塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第3条第2号及び第3号 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める利用特定個人情報 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報 |

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------|---|--|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令15条 項1号 | 塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）第10条 |
| ②事務の内容 | 児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）第10条の規定による給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 |

利用特定個人情報1

| | | |
|-----------------|---|---|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ | 塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第11条第1項様式第7号 |
| ②情報提供者 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 |
| ③提供を求める利用特定個人情報 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報 |

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------|---|--|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令15条 項1号 | 塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）第5条 |
| ②事務の内容 | 児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）第5条の規定による受給資格の取得又は更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 |

利用特定個人情報1

| | | |
|-----------------|---|---|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ | 塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第5条第2項 |
| ②情報提供者 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 |
| ③提供を求める利用特定個人情報 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報 |

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務4

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------|------------------------------------|---|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令15条 項2号 | 塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第13条 |
| ②事務の内容 | 児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務 | 塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第13条の規定による受給資格の変更又は喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 |

利用特定個人情報1

| | | |
|-----------------|---|---|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令15条 項2号イ | 塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第13条第2項 |
| ②情報提供者 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 |
| ③提供を求める利用特定個人情報 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報 |

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務5

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------|--|---|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令92条 項2号 | 塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第13条 |
| ②事務の内容 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第13条の規定による受給資格の変更又は喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 |

利用特定個人情報1

| | | |
|-----------------|-------------------------------|---|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令92条 項2号ハ | 尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）第4条第3号及び第4号塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第3条第2号及び第3号 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める利用特定個人情報 | 児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報 |

利用特定個人情報2

| | | |
|-----------------|----------------------|--|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令92条 項2号ロ | 塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）第4条第3号及び第4号 塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第3条第2号及び第3号 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める利用特定個人情報 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報 |

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務6

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------|--|--|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令92条 項2号 | 塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）第10条 |
| ②事務の内容 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）第10条の規定による給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 |

利用特定個人情報1

| | | |
|-----------------|-------------------------------|--|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令92条 項2号ハ | 塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）第4条第3号及び第4号 塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第3条第2号及び第3号 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める利用特定個人情報 | 児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報 | 児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報 |

利用特定個人情報2

| | | |
|-----------------|----------------------|--|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令92条 項2号ロ | 塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）第4条第3号及び第4号 塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第3条第2号及び第3号 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める利用特定個人情報 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報 |

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

| | |
|----|--|
| 備考 | |
|----|--|

届出情報

| | |
|------------|-------------------|
| 届出日 | 2025年10月10日 |
| 独自利用事務の対象者 | 母子家庭の母子等及び父子家庭の父子 |

| | |
|--------------------|---|
| 番号法第9条第2項の条例に規定した日 | 2019年03月29日 |
| 保護評価の実施の有無 | 1:実施済み |
| 評価書番号 | 26 |
| 保護評価書の名称 | 福祉医療費給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書 |
| 保護評価書のURLリンク | https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E9%95%B7%E9%87%8E%E7%9C%8C%E5%A1%A9%E5%B0%BB%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E7%B5%A6%E4%BB%98%E9%87%91%E3%81%AE%E6%94%AF%E7%B5%A6%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99%E3%80%80%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E9%A0%85%E7%9B%AE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E6%9B%B8&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=31&opn_date_from_month=1&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=31&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2 |
| 委任関係 | |